

離婚届

*窓口にお越しの方は**本人確認書類**（マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など）をお持ちください。
*離婚届の内容が戸籍や住民票に反映されるまで日数がかかります。（詳細は、窓口でお尋ねください。）また、松山市以外に本籍や住所を置いている方は、直接その市区町村にお問い合わせください。
*離婚届と同時に住所を変更する場合、住民異動届を提出する必要があります。ただし、休日・夜間窓口に提出する場合は、住民異動届の受付はできません。後日、住民異動届を窓口にご提出ください。
市民課戸籍担当 089-948-6344 住民記録担当 089-948-6337

離婚届出後、お子さんを離婚後の母（父）の戸籍に入れるためには・・・

- ① 家庭裁判所の許可申立

*入籍する子が15歳以上は本人、15歳未満は法定代理人が申立人となります。
*持参する書類
□離婚後の子及び母（父）の戸籍謄本 □110円切手
□手数料(1名につき800円の収入印紙) □認印 など
※詳しくは、松山家庭裁判所 家事事件受付係(電話:089-942-0077)
- ②松山市役所への入籍届

*入籍する子が15歳以上は本人、15歳未満は法定代理人が届出人となります。
*持参する書類
□入籍届
□子の氏の変更許可審判書の謄本

の項目は市民課・各支所で手続きできます

※項目内のⒶは市民課、Ⓑは中島支所、Ⓒは北条支所です。
※市民課の受付延長時(毎週木曜日、毎月第2土曜日)は、他市や関係各課に確認が取れず、受付できない場合があります。



★の項目はオンラインで手続きできます

左の二次元コードから手続きが可能です。
←松山市ホームページ「オンライン手続」
※マイナンバーカードが必要な手続あり

関連する主な手続

項 目		内 容 【 】内は、手続に必要なもの	担 当 課 (市外局番 089)
□ マイナンバーカード		○(氏名・住所が変更になる場合、離婚届の内容が住民票に反映された後)券面記載事項変更届【マイナンバーカード・暗証番号数字4桁】 *原則本人又は同一世帯員に限り手続可能	市 民 課 948-6569 (本館1階)
	□ 署名電子証明書	○(氏名・住所が変更になる場合、離婚届の内容が住民票に反映された後)署名用電子証明書発行申請【マイナンバーカード・暗証番号英数字6～16桁】 *本人以外が手続する場合は市民課へご連絡ください。	
	□ マイナンバーカード(特急発行)	○再交付申請【マイナンバーカードと本人確認書類もう1点】 *追記欄満欄で最新情報が印字できない場合、30日以内に、本人に限り手続可能	
□ 住民基本台帳		○(氏名・住所が変更になる場合)券面記載事項変更届【住民基本台帳カード・暗証番号数字4桁】 *原則本人又は同一世帯員に限り手続が可能	市 民 課 948-6337 (本館1階)
健康保険	□ 松山市国民健康保険	○(氏名・住所等が変更になる場合)変更届【資格確認書等】 *限度額適用認定証をお持ちの場合は別に手続が必要になります。 *保険料の納入通知書は後日郵送で届きます。 ◆他の保険から松山市国民健康保険に加入する場合 ○加入手続【資格喪失証明書】 ◆松山市国民健康保険から他の保険に加入する場合 ○新しい保険に加入してから、資格喪失届【新しい資格確認書等(職場等で新しい保険に加入したことが分かるもの)・国保の資格確認書等】 *新しい保険資格ができた後に松山市国保の資格確認書等を使用して医療機関等にかかった場合、松山市が負担した医療費を請求させていただくことがあります。	健康保険課 948-6363 (別館3階)
	★資格喪失届		
	□ 後期高齢者療養	○(氏名・住所等が変更になる場合)新しい資格確認書等は後日郵送で届きます。お持ちの資格確認書等はお返しく下さい。 *限度額適用認定証をお持ちの場合、資格確認書に併記されます。 *世帯状況の変化により資格確認書等の負担割合変更、限度額の区分変更(又は非該当)になる場合があります。	健康保険課 948-6941 (別館3階)
年金	□ その他の健康保険(市役所以外の手続)	○松山市国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入の方は、それぞれの保険者(勤務先など)にご確認ください。	
	□ 国民年金(1号)	○(氏が変更になる場合)年金手帳をお持ちの方は、氏名変更欄を自分で記載。基礎年金番号通知書をお持ちの方は、再交付申請。 *納付書は、新たに発行される分でも、お手持ちの分でも使用可能。 ○厚生年金等の被扶養配偶者[3号]の方は国民年金[1号]被保険者への切替【年金手帳又は基礎年金番号通知書・資格喪失証明書など】	保険給付・年金課 948-6356 (別館3階)
	□ その他の年金(市役所以外の手続)	○厚生年金等被保険者(2号)の方は、勤務先にてご確認ください。	

項 目		内 容 【 】内は、手続きに必要なもの	担 当 課 (市外局番 089)
□ 印 鑑 登 録		○(氏に変更があり、登録印に変更前の氏が含まれている場合)登録が抹消されるため必要な方は登録申請【登録する印鑑・官公署発行の顔写真付本人確認書類(マイナンバーカード・免許証・パスポートなど)】 *届出人が代理の場合(委任状が必要)や、官公署発行の顔写真付本人確認書類がない場合は、登録までに日数がかかります。 ○(旧氏の印鑑登録を希望する方)窓口でご相談ください。	市 民 課 948-6338 (本館1階)
□ 市立小中学生 (保護者)		○(保護者を変更する場合)学校へ連絡	学校教育課 948-6870 (第4別館3階)
★ □ 児 童 手 当 (公務員を除く)		○(受給者に変更になる場合)認定請求 【請求者名義の口座が分かるもの】 *原則、手続きされた翌月分から支給 ○(氏名等に変更になる場合)氏名・口座等変更届	子育て支援課 948-6354 (別館2階)
医療費助成	□ 重 度 心 身 障 がい 者	○(受給者・保護者の氏名に変更になる場合)変更届【以前の受給者証】 ○(保護者を変更する場合)変更届【以前の受給者証】	障がい福祉課 948-6936 (別館1階)
	★ □ 子 ど も	○(健康保険の資格確認書等に変更になる場合)変更届 【新しい健康保険の資格確認書等・以前の受給者証】	子育て支援課 948-6888 (別館2階)
	※㊦でも可 □ ひ と り 親 庭 家	○新規申請【親と子の健康保険の資格確認書等・戸籍謄本など(世帯状況等によって異なる)】 *20歳未満の子を扶養しているひとり親とその子など、要件に該当する場合が対象 *お時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。	
※㊦でも可 □ 児 童 扶 養 手 当		○新規申請【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の銀行通帳など】 *父母の離婚により18歳以下の児童を引き取り養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合が対象 *申請には事前相談が必要。状況により必要書類が増える場合があります。 *お時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。(1時間半程度)	子育て支援課 948-6845 (別館2階)
□ 愛 顔 っ 子 応 援 券 (おむつ券)		○(保護者に変更になる場合)変更申請【おむつ券】	子育て支援課 948-6418 (別館2階)
□ 養 育 費 ・ 流 交 流		養育費の取り決め方法及びこどもの親子交流に関する相談に応じます。	福祉・子育て相談窓口 948-6749 (別館1階)
※㊦・㊧・㊨でも可 □ 身 体 障 害 者 手 帳		○(氏名・住所が変更になる場合)変更届【身体障害者手帳】	障がい福祉課 (身体・療育手帳) 948-6017
※㊦・㊨でも可 □ 療 育 手 帳		○(氏名・住所が変更になる場合)変更届【療育手帳】	〈精神手帳〉 948-6018
□ 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳		○(氏名・住所が変更になる場合)変更届【精神障害者保健福祉手帳】	(別館1階)
□ 介 護 保 険		○(氏名・住所が変更になる場合)新しい保険証は後日郵送で届きます。 お持ちの保険証はお返してください。 *負担割合証・負担限度額認定証をお持ちの場合も同様 *世帯の課税状況等の変化から負担限度額の段階が変更になる場合は、改めて審査を行うため再度、負担限度額認定申請を行う必要があります。	介護保険課 948-6919 (別館2階)
※㊦・㊨でも可 □ 各 種 市 税		○(口座名義人の氏名が変更になる場合)口座振替の変更届 ○(口座振替を廃止する場合)納付推進課へご連絡ください。	納付推進課 948-6270 (本館2階)
□ 市 県 民 税 ・ 森 林 環 境 税		確定申告(市県民税申告)時に、寡婦控除、ひとり親控除の申請ができる場合があります。給与所得の方は年末調整時に勤務先でご確認ください。	市民税課 948-6291 (本館2階)
□ 本 人 通 知 制 度		○(市外にお住まいで、氏名・住所等が変更になる場合)変更届 ○(本籍を市外から松山市内に異動された方)変更届	市 民 課 948-6342 (本館1階)
□ 旧 氏 併 記		○(離婚前の氏を住民票等に記載したい場合)新規申請 【記載希望の旧氏が記載されている戸籍謄本などから現在戸籍に至る全ての戸籍謄本など】 ○(登録している旧氏を変更したい場合)変更申請【離婚後の戸籍謄本など】 ○(登録している旧氏を削除したい場合)削除申請	市 民 課 948-6337 (本館1階)
★ □ 飼 い 犬		○(所有者氏名・所在地が変更になる場合)犬の所在地等変更届【鑑札など】 ○(国にマイクロチップ登録している犬)所在地変更届は必要ありません。 指定登録機関の日本獣医師会へご連絡ください。	生活衛生課 911-1862 (保健所1階)